



市議会は、市民の生活に直接関係のあるさまざまな議題を扱っている、市民にとっても関わりの深い場所です。でも、議場では法律用語や行政用語が飛び交い、放送を見ても何を話しているのかわかりにくいですよね。

議会議事録として全部賛成するの？ それなら議会なんて必要ないんじゃないの？

ケーブルテレビや議会だよりでお伝えしている議会の情報をみて、そんな感想を抱くこともあるのではないのでしょうか？

そこで、今回は改めて、議会で何が決まっているのか、議会はどのように動いているのかを解説してみようと思います。

議会の素朴な疑問

- Q** ほとんどの議案が全会一致で通っているけど、議論はしないの？
- A** 議案の中には、国の法律改正にもなつて、条文の一部を変えるだけのものや、法律や条例で議会の承認が必要なものがあります。また、いつも意見が真っ二つに割れて激論しているわけではなくありませんが、結論が出るまで議案の提案内容の理解のためにさまざまな質疑が行われています。
- Q** 休会日がたくさんあるのはなぜ？
- A** 休会日とは、本会議が開かれていない日のことです。本会議がないといつても、議会で配布する書類を作ったり、議案について調べたり、委員会の準備をしたりと、いろいろな事務作業が行われているんですよ。
- Q** 予算はどうやって決まるの？
- A** 予算は前年の夏ごろから準備が始まります。最初に、各課から要求額を集め、それを総計したものが12月ごろに議会に報告されます。ここから3月までに、来年入つてきそうなお金（歳入）の予測に合わせて出ていくお金（歳出）を調整したものが、予算案として3月議会で審議されます。ここで可決された予算を「当初予算」と言います。
- 突然の災害や、特別給付金のような国家事業などで、当初予算を調整する必要があります。そんなときには、議会に補正予算が提出され、審議されます。

特集 知っているようで知らない議会のあれこれ

議会のしくみ

6月定例会のスケジュール

月	火	水	木	金	土	日
25	26	27	28	29	30	31
5月		一般質問 通告締切	陳情・請願 締切日	議会運営 委員会		
1	2	3	4	5	6	
6月				議案の上程 など 定例会1日目		
8	9	10	11	12	13	
休会日	休会日	休会日 議案質疑 通告締切	一般質問 定例会2日目	一般質問 定例会3日目		
15	16	17	18	19	20	
一般質問 定例会4日目	議案質疑 定例会5日目	総務文教 委員会	産業経済 市民生活 委員会	休会日		
22	23	24	25	26	27	
休会日	採決 定例会6日目					

休会中には、提出された議案について調べたり、質疑のための準備をします。

提出された議案について、本会議で質疑を行います。その後、議案は担当する委員会に渡されて、詳細が審査されます。

議案数や一般質問の人数などを確認し、日程を決めます。

議会が招集され、議案が議会に提出されます。この日は議案の説明が行われます。

議員が執行部に対して、市の一般事務について質問できます。質問は事前に提出した事項に沿って進めます。

委員会審議結果の報告があり、討論ののち採決が行われます。

今回は、新型コロナ対策として、午前と午後で2つの委員会を開催しました。

用語解説

「定例会」ていいかい

定例的に招集される議会の会議です。高梁市では3月、6月、9月、12月の年4回が決まられています。ほかに、必要に応じて招集される臨時会があります。

「議案」ぎあん

議会に議決してもらうために、市長または議員、もしくは委員会が議会に提出する案件のことです。

「請願」せいがん

国や地方自治体へ要望や意見を提出することで、憲法で保障された基本的な権利です。提出するには紹介議員が必要です。提出された請願は、議案として審議され採択されるかどうかが決定します。

「陳情」ちんじょう

国や地方自治体へ提出する要望や意見のうち、法律上の取り決めがないものです。紹介議員は

「専決処分」せんけつしよぶん

本来なら議会の議決を得なければならない事項を、一定の範囲内や緊急の場合などに、市長が独自の判断で処理することです。処分のあとの議会で、承認するかどうかを話し合います。

「本会議」ほんかいぎ

議場で開催され所属議員全員で構成する議会の会議です。

「委員会」いんかい

議員を少人数のグループに分けて、それぞれが担当する事項をより詳しく調査するための集まりです。現在、高梁市には「議会運営委員会」、「総務文教委員会」、「産業経済委員会」、「市民生活委員会」、「議会広報公聴特別委員会」、「議会ICT化推進特別委員会」があります。

